宇治市教育委員会

就学援助制度の入学前支給のご案内

令和8年度に宇治市立小学校へ入学されるお子さんがいらっしゃるご家庭で、経済的にお困りの保護者の方に、新入学学用品費等を、小学校のご入学前に支給しています。

この案内は、令和8年度に小学校就学予定のお子さんがいらっしゃる家庭すべて にお送りしています。

①支給の対象となる方

次の全ての条件に該当する方

・ 宇治市就学援助制度の認定基準に該当する世帯の保護者等

認定の目安額として、令和6年中の世帯収入が下記の収入以下の場合

世帯人数	2人	3人	4人	4人
世帯構成	大人1人 小学生1人	大人1人 小学生1人 中学生1人	大人2人 未就学児1人 小学生1人	大人2人 小学生1人 中学生1人
収入基準	245万円程度	338万円程度	401万円程度	449万円程度

- ※ これは一例です。世帯の状況、人数、年齢等によって目安額は変わります。
- ※ 認定の可否及び目安額を事前にお答えすることはできませんので、ご了承ください。
- ・令和8年4月1日から、宇治市立小学校に就学する予定の児童のいる保護者等 (※私立・国立小学校等への就学予定者や、他市転出予定者、生活保護を受給している者を除く)

②申請様式

同封の「就学援助費小学校新入学学用品費等受給申請書兼就学援助費収入額・需要額調書兼口座振替依頼書兼委任状」に必要事項を記入の上、④の方法でご提出ください。

③申請時にあわせて必要となる書類

※令和7年1月1日より後に宇治市に転入してこられた方のみ

児童と同一生計の世帯員で、18歳以上の方と18歳未満で収入のある方の「令和7年度 課税証明書」を前住所地(令和7年1月1日時点の住所地)の自治体で取得し、申請書と 併せて提出してください。

(その他、申請後に審査にあたって必要書類の提出を求めることがあります。)

4申請方法

入学予定の小学校で実施される入学前の健康診断(就学時健診)時にご持参ください。

<就学時健診の実施日: 令和7年11月4日(火)から11月27日(木)>

※上記健診で提出できない方

<令和8年1月30日(金)までに市役所6階 学校教育課へ提出>

⑤ 支給金額・支給日・支給方法

支給額 : 57,060円 (定額)

支給日 : 令和8年3月 ※今後変更になる場合があります。

支給方法:申請書にて指定された口座に振込み

! 注意事項

- 就学時健診終了後の申請書の提出先は、宇治市教育委員会学校教育課です。 (就学予定の小学校では受け付けておりませんのでご注意ください。)
- ・今回の申請により支給を受けた方でも、<u>「令和8年度就学援助」の支給を希望される</u> 場合は、ご入学後に改めて申請をいただく必要があります。 なお、令和8年度就学援助は令和7年中の収入に基づき判定します。
- ・新入学学用品費等は、小学校入学後は支給されません。
- 支給後にご転出された場合は、返金のご依頼またはご転出先の教育委員会に本市で「新入学学用品費等の支給を行った」旨の通知をします。

≪問い合わせ先≫

宇治市宇治琵琶33番地 宇治市教育委員会 学校教育課

☎ 0774-20-8757 (直通)